大 阪 市

測量・建設コンサルタント等に係る最低制限価格及び調査基準価格に おける算定式について

大阪市では、測量・建設コンサルタント等の適正な履行の確保を図るため、地方自治法施行令に基づき、最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格を設定していますが、その算定式については、次のとおりです。

なお、詳しくは、<u>「測量・建設コンサルタント等に係る最低制限価格設定基準」</u>、<u>「測量・</u>建設コンサルタント等に係る低入札価格調査制度運用要領」をご覧ください。

記

1 測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務及び地質調査業務

業種区分	項目	算 定 式			
		平成 28 年 6 月 30 日開札	分まで	平成 28 年 7 月 1 日開札	分から
測量業務	① + ② + ③ + ④	直接測量費の額 + 測量調査費の額 + 諸経費の額の 40% + —	\\ \(\times \) \times A \(\times \)	直接測量費の額 + 測量調査費の額 + 諸経費の額の <u>45</u> % + —	\\ \(\times \) \times A \((\frac{1}{16}) \)
建築関係の建設コンサルタント業務	① + ② + ③ + ④	直接人件費の額 + 特別経費の額 + 技術料等経費の額の 60% + 諸経費の額の 60%	}×A (※)	直接人件費の額 + 特別経費の額 + 技術料等経費の額の 60% + 諸経費の額の 60%	X A (%)
地質調査業務	① + ② + ③ + 4	直接調査費の額 + 間接調査費の額の 90% + 解析等調査業務費の 75% + 諸経費の額の 40%	} × A (※)	直接調査費の額 + 間接調査費の額の 90% + 解析等調査業務費の <u>80</u> % + 諸経費の額の <u>45</u> %	X A (※)

2 土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において直接人件費、直接経費、その他原価及び一般管理費等の合計額で算出しているもの

業種区分	項目	算 定 式			
		平成 28 年 6 月 30 日開村	L分まで	平成 28 年 7 月 1 日開	も分から
土木関係 の建設コ ンサルタ ント業務	① + ② + ③ + ④	直接人件費の額 + 直接経費の額 + その他原価の額の 90% + 一般管理費等額の 30%	× A (※)	直接人件費の額 + 直接経費の額 + その他原価の額の 90% + 一般管理費等額の <u>45</u> %	\right\{ \times A \\ (\infty) \right\}
補償関係 コント業 務	① + ② + ③ + ④	直接人件費の額 + 直接経費の額 + その他原価の額の 90% + 一般管理費等額の 30%	> A (%)	直接人件費の額 + 直接経費の額 + その他原価の額の 90% + 一般管理費等額の <u>45</u> %	} × A (**)

3 土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において直接人件費、直接経費、技術経費及び諸経費の合計額で算出しているもの

業種区分	項目	算 定 式			
未催色力		平成 28 年 6 月 30 日開札	分まで	平成 28 年 7 月 1 日開	札分から
土木関係 の建設コ ンサルタ ント業務	1	直接人件費の額		直接人件費の額	
	+	+		+	
	2	直接経費の額		直接経費の額	
	+	+	$\times A$	+	\times_{A}
	3	技術経費の額の 60%	(※)	技術経費の額の 60%	(※)
	+	+		+	
	4	諸経費の額の 60%	J	諸経費の額の 60%	J
補償関係 コント業 務	1	直接人件費の額)	直接人件費の額	
	+	+		+	
	2	直接経費の額		直接経費の額	
	+	+	$\rangle \times A$	+	$\rangle \times A$
	3	技術経費の額の 60%	(※)	技術経費の額の 60%	(※)
	+	+		+	
	4	諸経費の額の 60%	J	諸経費の額の 60%	J

(※) A の係数は電子入札で行う場合に 1,000 分 988 から 1,000 分の 1,010 の範囲内で機械で無作為に選んだ係数。